

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

秦野市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、拡充された被害者の条件を入居者の資格の特例として追加するため、改正するものであります。

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例

秦野市市営住宅条例（平成9年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第3号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号 秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号までに規定する条件(第3号に掲げる者にあつては、前項第4号に規定する条件を除く。)を具備する次に掲げる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合にあつても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号までに規定する条件(第3号に掲げる者にあつては、前項第4号に規定する条件を除く。)を具備する次に掲げる者は、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合にあつても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者</p> <p>(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が</p> |

終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(4) 前条第1号に該当する者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する3級に該当する程度の者を含む。）

3・4 （略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(4) 前条第1号に該当する者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する3級に該当する程度の者を含む。）

3・4 （略）

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号。以下「改正法」という。）が、令和5年5月19日に公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日に施行されることとなりました。

今回の改正により、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置が講じられました。

これにより、条例で引用する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」といいます。）の条項を加えるため、条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

秦野市市営住宅条例第22条第1項では、原則的な市営住宅入居資格として、同居親族があること、収入が一定額以下、及び住宅に困窮している等の規定をしています。

また、第2項では、第1項に規定された同居親族がない場合であっても入居が可能となる条件を規定しており、そのうちの1つとして、配偶者暴力防止法第10条第1項の規定による裁判所への申立者があります。

法改正により、第10条第1項（保護命令）の内容が、第10条第1項（接近禁止命令）と第10条の2（退去等命令）に区分されたことから、本条例においても、それぞれを入居資格の条件とするため、条項を追加するものです。

3 改正法の要旨

(1) 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について

配偶者からの身体に対する暴力を受けた者又は「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加えて、「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加（改正法第10条第1項）

(2) 接近禁止命令の発令要件について

発令要件を「身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」から「心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大（改正法第10条第1項）

(3) 接近禁止命令の期間について

期間を6か月から1年間に伸長（改正法第10条第1項）

(4) 退去等命令の期間について

住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月とする特例を新設（改正法第10条の2）

4 条例改正の施行日

令和6年4月1日